

第七章 公的機関の役割

第一節 行政機関の設置とその機能

1. 総務省本省と地方支分部局

行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁の三種類であり、その設置及び廃止は、別に法律で定めることとされている[国家行政組織法 3②]。総務省の存在は国家行政組織法別表第一に示されているが、これを受けて、総務省の設置は総務省設置法（平11法91号）が宣言し[総務省設置法 2]、所掌事務を列挙する中に「電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること。」が挙げられている[総務省設置法 4①<60>]。総務省には本省と外局があるが電気通信関係の外局は存在しない²⁷⁵。

本省には地方支分部局が置かれ、このうち電気通信事業を所管するのは全国の総合通信局と沖縄総合通信事務所である[総務省設置法 24]。法律の規定では地方支分部局は本省に置かれるものだが、一般の会社組織の本社と支社のような文脈で本省と総合通信局を対比させることがあり、「総合通信局から本省に転勤になる」、「本省から総合通信局への連絡」というような表現も珍しくない。

総務省の内部組織の構成と所掌は総務省組織令（平12政令246号）に定められており、本省に総合通信基盤局を置くこと[総務省組織令 2①]や局内に置かれる課の構成も定められているので、例えば電気通信事業者の登録[法 9]や認定電気通信事業者の認定[法 117①]は事業政策課の所掌事務であることがわかる[総務省組織令 93<3><4>]。

2. 委員会・審議会の設置

国の行政機関としての委員会は省の外局として置く[国家行政組織法 3③]。そのうちの一部は国家行政組織法により直接定められる。総務省では公害等調整委員会がこれに当たる[国家行政組織法 3④,別表 1]。ここに列挙された委員会は法律の条文番号をとって「三条委員会」と呼ばれる。三条委員会は、その権限行使について大臣などの上級機関からの指揮監督を受けず、独立して権限を行使することが保障されている合議制の機関とされる²⁷⁶。これに対し、国家行政組織法に直接定められるのではなく、別途法律又は政令の定めるところにより置くことができるとされた合議制の機関[国家行政組織法 8]は、これも条文番号を

²⁷⁵ 設置されるのは、公害等調整委員会と消防庁である[総務省設置法 30]。

²⁷⁶ 法務省ホームページ< http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00045.html >